

## 第 1 6 回定例委員会会議録

委 員 長 ) 日程第 1 開会宣言

委 員 長 ) 日程第 2 会議成立の宣言

委 員 長 ) 日程第 3 会議録署名委員の指名 (松本委員)

委 員 長 ) それでは、日程第 4 の審議に入ります。第 1 7 号議案「芦屋市立美術博物館協議会委員の委嘱又は任命について」を議題とします。提案説明を求めます。

生涯学習課長) <議案資料に基づき概略説明>

委 員 長 ) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

トータルとしては 8 名で変わらないということですね。枠の移動としては、社会教育の方を 2 名から 1 名に、学識経験者を 2 名から 3 名にしたというご説明はわかりました。その前任者の方が出ていませんが、誰だったのですか。

生涯学習課長) 新旧という形でつけ漏れており前の方のお名前が出ていないのですが、4 名の方が今回新たに加わられて、社会教育のほうで 1 名減となったのが、前回は職業が画家ということでご活躍になっておられる、芦屋市内にお住まいの男性の方に入っていたいていました。この方が 7 0 歳になられたというのも先ほどの説明では漏れておりましたが、そのこともあり今回代わっていただいた大きな理由でもございます。

新しく家庭教育のお二方は前回と違う方ですが、同じく P T A 協議会とコミスク連絡協議会の、それぞれの会からご推薦いただいた別の方たちでした。市民委員は前も公募で応募いただきました方で、人としては代わっておりますが、同じ 1 名の枠

ということでございます。

教 育 長 ) 誰であったのか、具体的にお名前を言っていただけますか。

生涯学習課長) 市民委員は山口さんといいます。家庭教育では、P T Aからご推薦頂いた方は前回 P T A 協議会の副会長でいらっしゃった田中さんに 2 年間お願いしていたかと思います。コミスクのほうは朝日ヶ丘コミスクのほうから野島さんが入ってくださったのですが、今回交代ということで、それぞれご推薦をいただいて別の方になっております。

委 員 長 ) 既に別所さんと若林さんは推薦をいただいたのですか。

生涯学習課長) そうです。その役職等のところに書いてございます。一番上の学校教育は図工というか、美術科の代表の校長先生宛てにご推薦のお願いをして、美術の先生で、この方は前と同じですが、新たにまた確認をさせていただいて同じ方でというお返事で、芦屋川カレッジ学友会も任期が切れたということでご推薦のお願いをし、再度同じ方でというお返事をいただいております。

学識の方はご推薦ということではなくて、こちらのほうでお願いすることになりますが、団体のほうはそれぞれご推薦をいただいております。

委 員 長 ) 家庭教育と市民委員は、基本的には 1 期ずつにするという方針があるわけではないのですか。

生涯学習課長) 一応市民委員は公募ですので 1 期でそれぞれ公募をするということです。同じ方が再び応募していただければ、またもう 1 期ということも可能性としてはあります。家庭教育も 1 期終わりましたら、それぞれの会のほうにご推薦のお願い

をします。同じ方のご推薦を受けましたらその方ということも構わないのですが、今回は代わったということでございます。

委員長 ) はい、わかりました。

浅井委員 ) 今回は委員さんの年齢的な事情であるとか、多忙でいらっしやるという個別の事情があつて社会教育から1名減り、学識経験者の方がプラスになったということで、ずっとこういうあり方の区分で行くというわけでもないのですね。

生涯学習課長) はい。区分として学校教育、社会教育、家庭教育、学識、市民ということで、それぞれの区分からというのは決まっておりますが、その区分ごとに何名ということは、特に決まりはございません。

浅井委員 ) 人数配分はその時々で変わるのですね。

生涯学習課長) 決まりがございませんので、必ずしも今後このとおりのことではなく、そのときの事情で考えていきたいと思っております。

浅井委員 ) 蓑先生が今回もう一期ということでしたから、次に引かれるとなると、そこでまた新たに社会教育の分野から2名ということもあり得るということですね。

生涯学習課長) はい。

浅井委員 ) はい、わかりました。

松本委員 ) P T A協議会は、副会長さんの任期が終わられても2年間、別所さんということですか。

生涯学習課長) こちらの希望としてはその方がP T A協議会さんのご推薦であれば、特にP T A協議会さんの中の役職がどうかということこだわりはなく、任期は2年間で1期ということになっており

ますので、希望としては同じ方をお願いしたいというふうにはお伝えしておりますが、必ずしもそうとは決まっておられません。

松本委員) わかりました。

委員長) 美博は指定管理で運営していると思うのですが、この協議会が実質的に指定管理者制度の中でどのように機能しているのかということをお教えいただけますでしょうか。

生涯学習課長) この協議会は、会長が招集し、館長にご意見を申し上げたり、館長からこういうことについて意見を聞いてほしいということがございましたら、もちろんさせていただくということで、協議会には指定管理者も出席をいただいています。実質、館長が来られるときもございますし、事務方のトップでおられる代表の指定管理の、副館長になられます方が出られたり、内容によって学芸員に出席していただいたりということで、その運営などについてご意見などをいただくようにしております。

委員長) 美博でいろいろ催し物やイベントをやりますが、その都度、事前にいろいろと意見をもらって、その運用のあり方について意見を言い、指定管理者にも参考にしてみようという形の運用ですか。

生涯学習課長) ただ、美術博物館協議会もほぼ年2回程度しかしておりませんので、原則的には春から夏ぐらいに1回と年度末ぐらいに1回が基本なのですが、今回任期などの関係でおくれ冬になったということです。それぞれの事業が始まる前に委員の方に意見をいただくというのはなかなか難しいです。指定管理ですから事前にこういう事業をしますという届けはもちろんいただ

いており、それに基づいてしていただいているというところが  
ございます。第1回は、春から夏ですから、もう既に始まって  
いるところなのですが、始まった部分での結果がどうかという  
ことと、これから予定している事業がこういうものかという  
のをご説明いただいて、それに対してご意見をいただき、まだ  
変えられる部分についてはもちろんそのご意見を反映した形で  
変更もしていただくような形にはしてもらいます。第2回の年  
度末にはまた全体のご報告をいただいて、反省点なりそういう  
ことも含めて報告いただいた中で、もう少しこういうことを変  
えたらどうかとか、こういうことをやっていったほうが良いよ  
というご意見をいただく形になっております。

教 育 長 ) 補足させていただきます。博物館法の定めの中で、この協  
議会の委員になっていただくということは、皆さんが日ごろよ  
り美術博物館に関心を持ち、訪問していただき、それを通じて  
展示や内容などを学校教育、社会教育、家庭教育、さまざまな  
分野の方に目を向けていただくことで、この運営の内容につい  
て協議会の中でご意見をいただくことです。とりわけ本市は指定  
管理にしておりますから、市としても運営に対しての方向とか  
内容については注視しているところです。こういう協議会の皆  
さんがともに見ていただくことは市民にとっての質の担保につ  
ながるもので、学識経験者の蓑先生には、非常によく来ていた  
だいて、助言をいただいているところでございます。

社会教育部長) 昨年度は、例えば今芦屋で誇る具体美術の展示の方法です  
とか、今世界での、具体美術の位置づけを踏まえた上で、芦屋  
の美術館のサイズで何ができるかということをご議論い

ただきまして、指定管理者も呼び、ご提案をいただいたりしております。さらに県立美術館は上位美術館でございますので、そこでの連携、サポートといたしますか、アドバイスもあったりしまして、市民の立場や、学校現場であったりP T Aさんであったり、さまざまな立場のところから現在の指定管理の運営と、今の美術館でのあり方のご意見を毎回頂戴しているところです。

委員長 ) はい、わかりました。

ここの推薦については社会教育委員の会議に諮っているのですか。

生涯学習課長) いいえ、会議には諮っておりません。

委員長 ) そのあたりの問題はないのですか。社会教育委員の先生方も、自分たちの意見であるとか、いろいろ気にされている点がありますので、本来は社会教育委員の会議にかけないといけな  
いのかなと思います。

社会教育部長) 社会教育の中にはそれぞれの審議会や協議会があり、美術、文化財、公民館など、それぞれに審議会といった附属機関がございます。社会教育委員の会議の委員の立場というのは非常に難しいと感じております。これまでもそれぞれの専門に任せ  
た形で、社会教育委員はそれ以外の社会教育のところでのかわりをこれまでもしていただいております。全てを会議にかけるとなると、範囲が非常に大きくなりますので、際限がつかないかなというのはあります。そこは非常に難しいなと悩んでいるところではあるのですが、現状はそういうことでございます。

委員長 ) この美博の協議会の委員の選任については、これまで従前から社会教育委員会の会議にはかけていないのですね。

社会教育部長) はい。

教 育 長 ) 補足させていただきます。権限としては教育委員会のこの会議で決定すべきものではありません。社会教育委員の皆さんに情報としては、この会の中で変更があったことについてお知らせできることはなるべく多くお伝えすることは大切だなというふうに感じています。

委 員 長 ) 確かに社会教育委員の会議のメンバーの方も教育委員会で決めてお願いをしているということになりますし、美博の協議会については、社会教育委員の会議とは別の形でお願いをしているというとらえ方をしたら、社会教育委員の会議にはかけないということにはなると思います。ただ、理念的には社会教育委員の会議は社会教育分野全般に及ぶというのがもともとあると思うので、そのあたりは確かに難しいところはあると思います。これまでそういう形でできて、特に社会教育委員からそれに対して問題提起のほうがないのであれば、それは結構だと思います。

生涯学習課長) 先ほど申し上げた中で1点訂正がございます。P T A協議会の代表で入っていただいていたのが、任期は2年なのですが、前任の方がP T A協議会から外れられたこともあり、1年で交代されまして、直前は田中さんではなく有馬さんにはっていただいていた。訂正させていただきます。

浅井委員) 美術博物館の存続の危機という事態からずっと気にして注目しており、皆さんの努力で随分入場者もふえているということで少しほっとしているのですが、まだまだ有料の入場者数はそんなに伸びておりません。本当にすごくいいものを持ってお

り、財産としてはとても世界に誇れるものなので、それを芦屋で大事にして、もう少し活気が生まれるように努力していただきたいと思います。私たちもそうですが、市民公募の方も熱い思いで応募してくださっていると思いますので、期待をさせていただきたいと思っています。

委員長 ) 具体美術を広めるとなると来館者数が少なくなってしまうので、常設としておいて、特別展でいろいろなおもしろい取組で人に来てもらうということをしていかないと、それが一番多分大事だと思います。

浅井委員 ) 現代アートといっても金沢の美術館は同じような方向だと思うのですが、すごく魅力的ですね。学芸員の方もまた見に行くとおっしゃっていましたが、いろいろ研究してもらって、いつも活気があり、子どもも大人も集えるような、何かあれば美博に行こうというような場所になるといいなと期待を込めて思っております。

委員長 ) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第17号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

委員長 ) ここで、次の議題ですが、お諮りをいたします。報告第7号「平成26年度芦屋市心身障害児適正就学指導委員会審議結果について」は、その内容から秘密会で審議するのが適当と考

えませんが、ご異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

またあわせての審議の順番ですが、この第7号については関係者以外は退席することになりますので、最後に審議をしたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

〈異議なしの声〉

ご異議なしと認めてそのように決定します。

それでは、順番を変えまして、日程第5の審議に入ります。報告第8号「平成27年芦屋市成人式の実施について」を議題とします。提案説明を求めます。

青少年育成課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

委員長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

浅井委員) 抽せん会はなくなったのですか。

青少年育成課長) なくなりました。去年もそうだったのですが、フラッシュモブをやりますと、技術を持った方にライティングの操作をしていただかないといけませんので、今年もそれなりにライティングにお金はかかるだろうと思います。

委員長) 予算としては従前どおり100万円をお渡しして、その中でやってもらっているわけですね。

ことしも聴覚障害の方のために文字起こしをその場でされるのでしょうか。

青少年育成課長) はい。

委員長) わかりました。

浅井委員) 100万円で、業務委託のような形でその企画チームに任せるというやり方もそろそろ考え直したほうがいいのかと去

年おっしゃっていたと思いますが、そのあたりはどうなのでしょう  
か。

青少年育成課長) 全体の予算の枠は100万円なのですが、中身の契約とい  
たしまして、去年までは100万円でそのまま企画チームと委  
託契約するという形にしておりましたが、ことしはいろいろと  
分割しまして、会場費や直接経費は、市から直接契約して払う  
形にしておりまして、企画チームと契約した契約額はおよそ  
30万円以下になったと思います。全体の金額は一緒なんです  
が、中身のやり方をことしは変えております。ただ、全体の予  
算枠は一緒ですから、企画チームに集まってもらうたびに日当  
が出ているわけではありませんし、ほぼ新成人の子どもたちの  
ボランティアでアイデアだけもらっているという形になってお  
ります。

委員 長 ) 実費として絶対必要なものは、直接やったほうが、会計の  
面からも明確ですからね。

社会教育部長) 未成年の方に不透明だというご意見も若干ございましたし、  
そういう形がいいのではないかということです。

浅井委員) はい、わかりました。

委員 長 ) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認すること  
にご異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

ご異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈報告第8号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

